每週月.水.金曜日発行

第4761号

目 次 ————	
規則	
○富山県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県老人福祉法施行規則の一部を改正する規則	2
告示	
○指定自立支援医療機関の指定	3
○市街地再開発組合の設立認可	4
○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施	5
○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施	6
公告	
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	10

富山県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和3年3月15日

> 富山県知事 新 朗 八 \mathbb{H}

富山県規則第4号

富山県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

富山県収入証紙条例施行規則(昭和39年富山県規則第13号)の一部を次のように 改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

	金融機関の名称	金融機関の位置
株式会社北陸銀	行本店	富山市
同	県庁内支店	同
同	新庄支店	同

司	高岡支店	高岡市
同	魚津支店	魚津市
同	氷見支店	氷見市
司	滑川支店	滑川市
司	黒部支店	黒部市
司	砺波支店	砺波市
同	石動支店	小矢部市
同	福光支店	南砺市
司	小杉支店	射水市
同	上市支店	中新川郡上市町
同	入善支店	下新川郡入善町

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(出納課)

富山県老人福祉法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。 令和3年3月15日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第5号

富山県老人福祉法施行規則の一部を改正する規則

富山県老人福祉法施行規則(昭和38年富山県規則第62号)の一部を次のように改正する。

様式第15号中

- 「9 市場調査等による入居者の見込み
 - 10 職員の配置の計画
 - 11 法第29条に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
 - 12 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当

該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措 置の内容

を

- 13 入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあると きは、その内容
- 14 医療施設との連携の内容
- 15 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 16 長期の収支計画
- 「9 職員の配置の計画
 - 10 法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の 額
 - 法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

に

- 12 法第29条第9項に規定する前払金の返還に関する同条第10項に規定する 契約の内容
- 13 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 14 長期の収支計画

改め、同様式備考1(1)中「条例、定款その他の基本約款」を「設置しようとする者 の登記事項証明書又は条例等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県老人福祉法施行規則に定める様式による用紙は、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(高齢福祉課)

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県告示第110号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定 したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年3月15日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立	女援医療機関	担当すべき自立	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地	支援医療の種類	べき医療の種類	1日足十万日
瑠璃光薬局氷! 店	見氷見市丸の内6- 20	精神通院医療		令和3年3月1日

富山県告示第111号

市街地再開発組合の設立認可について

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定により、次のとおり中 央通りD北地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定 により公告する。

令和3年3月15日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 組合の名称
 - 中央通りD北地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間

設立認可公告の日から令和8年3月31日まで

- 3 施行地区
 - 富山市中央通り一丁目及び常盤町の各一部 ただし、別紙図面表示のとおり
- 4 事務所の所在地

富山市常盤町10番3号

設立認可の年月日 5

令和3年3月8日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

事務所の掲示場に掲示して行う。

(「別紙図面」は事務所及び富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。)

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和3年4月13日

富山県告示第112号

家畜伝染病予防法に基づく注射の実施について

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第6条第1項の規定により家畜の所有者に対し次のとおり注射を受けることを命じ、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により公示する。

令和3年3月15日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 実施の目的
 - 豚熱の発生予防のため
- 2 実施する区域

県内全域

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし
- 4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛 生所長が指定する日

5 注射の方法

皮下または筋肉内注射法

富山県告示第113号

家畜伝染病予防法に基づく検査の実施について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予 防法(昭和26年法律第 166号)第5条第1項の規定により家畜又はその死体の所有 者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第2項の規定により公示する。

令和3年3月15日

富山県知事新 田 朗 八

1 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雌牛 イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄 牛
 - ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛
 - エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛
- (3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第1に規定する 方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に	県内全域
おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	

- 伝達性海綿状脳症
 - (1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定 による届出の対象となる牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第1に規定する 方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に	県内全域
おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	

腐蛆病 3

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 蜜蜂
- (3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に	県内全域
おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	

- 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ
 - (1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- (3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査(酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査)、 ウイルス学的検査及びその他必要な検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に	県内全域
おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	

- 5 オーエスキー病
 - (1) 実施の目的 オーエスキー病の発生予察のため
 - (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚
 - (3) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査(ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験)
 - (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に	県内全域
おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	

- 6 豚繁殖·呼吸障害症候群
 - (1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(酵素免疫測定法)

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に	県内全域
おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	

7 豚熱

(1) 実施の目的

豚熱の免疫付与状況等を確認するため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚及びいのしし
- (3) 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表) に基づく方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に	県内全域
おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	

- 8 アフリカ豚熱
 - (1) 実施の目的

アフリカ豚熱の発生予察のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚及びいのしし
- (3) 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産 大臣公表) に基づく方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に	県内全域
おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	

- 9 アカバネ病
 - (1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛(未越夏牛とし、原則として、最終採血 が終了するまでワクチン接種を行わない牛)

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(中和試験)

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に	県内全域
おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号。以下「特例政令」という。)第6条の規定により公告する。

令和3年3月15日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達物品等の名称及び数量 富山県庁情報通信網(庁内LAN)ノート型パソコン 1,550台
 - (2) 調達物品等の規格、機能、性能等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 令和3年8月18日(水)
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和2年富山県告示第159号)第1の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富 山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載さ れているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に 係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和2年富山県告示第 159号) 第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説 明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を 応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなけ ればならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合 わせ先 (この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課用度管理係 電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年3月15日から同年4月2日までの間(日曜日、十曜日及び国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。)の午前8 時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所におい て希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年3月19日 午前11時

場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和3年4月9日 午後5時15分

(5) 入札書の受領期限

12

令和3年4月27日 午前11時(郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限 内必着とする。)

- 5 入札・開札の日時、場所等
 - (1) 開札日時 令和3年4月27日 午前11時
 - (2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に 立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に 届け出るものとする。
- 6 入札保証金に関する事項 免除とする。
- 7 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
 - (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関 係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の締結に当たっては、落札者が決定した後仮契約を締結し、富山県議会において議決を得たときには、契約保証金の納付又は免除と同時に仮契約の内容を内容とする本契約を締結するものとする。
- (3) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (5) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (6) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が 契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うこ とがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 Notebook Computer, 1,550 set
- (2) Time limit of tender
 11:00 a.m. 27 April 2021
- (3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

14

Telephone: 076-444-3423, 3424

令和3年3月15日印刷発行

発 行 富

県

Щ